

平成30年度

第3回 豊明市国民健康保険運営協議会

議 事 録

平成31年1月31日（木）

午後1時30分開始

豊明市役所東館3階 会議室10

平成30年度 第3回豊明市国民健康保険運営協議会 議事録

平成31年1月31日（木） 午後1時30分から
市役所東館3階 会議室10

出席者	公益代表	加藤誠（会長）	松本昇（副会長）	加藤久子
	保険医・薬剤師代表	永田康夫（医師代表）	松森正起（歯科医師代表）	
	被保険者代表	波木壯平	近藤寿子	今井和子
	保険者代表	豊明市長	小浮正典	
	事務局	保険医療課長	伊藤克代	
		保険医療課	（栗田久美子）	
傍聴者	0名			

平成30年度第3回豊明市国民健康保険運営協議会を平成31年1月31日（木）豊明市役所にて開催した。議題および審議経過については、下記のとおりです。

議題

- （1）平成31年度国保事業費納付金 本算定結果について
- （2）平成31年度国民健康保険税の税率改定等について
- （3）その他

開始 午後1時30分

進行（課長）

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまより平成30年度第3回豊明市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

それでは、会議の開催に先立ちまして、市長よりごあいさつを申し上げます。

市長

改めまして、みなさま、こんにちは。大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

国保の運営協議会は年に3～4回開催しますが、今日が1番の山場となります。毎年税率を変えていかなければならない状態に豊明市もありまして、来年度に向けて、課税率の適正な値はどれくらいなのか、事務局案としてお示しさせていただいて、それについて議論していただき、最終的にできれば今日決定していただければと思います。

なにぶん豊明市は資産割率が高かったものですから、資産割率を3年かけてゼロにしていくなかで、その分ほかの要素で負担を重くせざるを得ないところがありまして、全

加入者が引き上がるわけでもなく、資産割が高い人は下がる状態で、全体として少し上げていかないといけない。そういった状態でございます。非常に国保制度は難しく、私もどれが二重丸かと言われると非常に答えにくい状態ですが、皆さまの忌憚のないご意見をいただいて、最終的に決定できればと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

進行（課長）

ありがとうございました。

本日用意しております議題に、国民健康保険税の税率改定等についてというものがございます。これに関して、市長からの諮問事項がございますので、市長より諮問書の伝達をいたします。

（ 市長が諮問書を朗読し、会長へ手渡す ）

（ 委員へ諮問書の写しを配布 ）

本日の案件について協議いただいた結果につきましては、答申書としてまとめ、後日会長から市長へ答申書を提出していただくことといたします。

ここで、市長は他に公務がございますので、これにて退席させていただきます。よろしくお願ひいたします。

（ 市長退席 ）

進行（課長）

本日は、保険医・薬剤師代表の太田委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、過半数以上の出席でございますので、運営委員会規則第5条により、会議は成立いたします。

ではこれより、会長に議長になっていただきまして、会議を進めていただきます。

会長、よろしくお願ひいたします。

会長

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。まず初めに、運営協議会規則第8条の規定によりまして、議事録の署名者について、委員2名を指名させていただきますので、よろしくお願ひいたします。被保険者代表の波木委員と公益代表の加藤久子委員、2名の方にお願ひしたいと思っておりますので、両委員よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次第に基づいて会議を進行させていただきます。よろしく申し上げます。
まず、議題の（１）平成31年度国保事業費納付金 本算定結果について、事務局説明をお願いします。

事務局説明

説明に入ります前に、事前にお配りしております資料を確認させていただきます。お送りした資料は、みなさん、お持ちいただいているでしょうか。

（ 資料の確認 ）

では、資料に沿って説明させていただきます。

（ 資料に沿って説明 ）

◎31年度国保事業費納付金 本算定結果について

- ・平成31年度医療給付費（推計）は診療報酬改定分を加味して、仮算定時より約1億2,400万円の減。
- ・激変緩和措置として、豊明市へ約1億1,900万円。激変緩和対象とする一定割合は102.76%（うち自然増102.44%）とされた。
- ・激変緩和後で、納付金額（一般分）で18億2,700万円ほど、1人あたり納付金額は136,189円。30年度と比較し、全体額は6,800万円ほど減っているが、1人あたりは5,393円増えている。

会長

ありがとうございました。議題の（１）平成31年度国保事業費納付金 本算定結果については、今の説明の通りですが、委員のみなさんからご質問、ご意見がございましたらお願いします。

委員

よろしいでしょうか。これらを計算するにあたって、豊明市の平均的な人のものはあるのですか。全員違うわけですから、モデル的な平均的なもの。豊明市の一般的な人が個人として納める税額はどれくらい増えるのですか。

事務局

これは、税金ではなくて、市から県へ納める納付金の額です。

委員

豊明市の標準的な人を考えた場合に、個人が1年間で支払う税額、受け取る給付のモデル的なものはあるのですか。

会長

その内容については、次の議題でやります。ここでは、平成 31 年度の納付金を今年度と比較して分析した結果を説明いただいたものです。

委員

わかりました。

委員

納付金額はこれで決定ですね。激変緩和措置が決まって、数値がこれで落ち着いたということは、これだけ県へ支払うということで、ほぼ決定という認識で意見を挟む余地はないように思うのですが。

事務局

そうです。決定です。これは県で決定している金額であり、ここで変えられるものではありません。この金額を基に、次の議題ですが、保険税をどのくらい集めましょうという話になるわけです。豊明市は今まで給付費全体の 20% くらいしか保険税で賄っていない。もちろん納付金は給付費そのものではなく、給付費から国や県などが負担する分を除いて、本来保険税で賄うべき分を各市町村に割り振ったものが納付金として請求されるわけです。豊明市は本来保険税で賄うべき分を、今までは一般会計からの繰入金で援助してもらっていて、全額保険税で賄ってきていなかったのですが、最終的には全額保険税にしていかなければならないのですが、今年はどれくらい保険税として課税徴収しましょうというのを、この後で提案させていただきたいと思っています。

委員

昨年度までは市のレベルでやっていたのを、今年度から県のレベルで決まるわけですが、県で決まる前に市の意見を直接県へ申し入れたのですか。

事務局

制度が始まる前には、何度か、県から市の意見を聞かれる機会があったので、その都度、市の意見は県へ申し入れています。

委員

原則として、国がこういう方針で決めたものですから、それに従って愛知県が決めて市町村へ言ってきているので、県へ要望を言ったところで、国が認めるか、制度が変わるかということ、なかなか難しい。国が好意的に考えてくれることを望むといったところだと思うのですが、それでいいでしょうか。

事務局

そうですね。制度自体は国が決めてきてしまっているので変えようがないのですが、例えば、平成 30 年度について公費をどれだけ入れて激変緩和するかといったところで、県や市町村の要望から、当初予定されていたものに追加で公費が投入されたり、県独自で激変緩和について対応してもらったりしています。県の対応については、県ごとに違って、それぞれの実情に合わせた対応をしてもらっていると思っています。

会長

そのほか、どうでしょうか。

委員

納付金本算定結果の激変緩和後の 1 人あたり納付金が 136,189 円とあるのは、例えば、夫婦 2 人世帯だとこの金額の 2 人分ということですか。

事務局

市が県へ納める納付金を加入者数で割って算出した金額がこの 1 人あたり納付金額です。税金として納める金額は納付金とは違います。税額は税率によって決まるので、2 人世帯の方が $136,189 \text{ 円} \times 2$ の金額を国保税として納めるというわけではないです。

会長

よろしいでしょうか。平成 31 年度の納付金がこういう形で出てきましたよという内容でございました。これを前提にして、次の議題（2）平成 31 年度国民健康保険税の税率改定等についてで、この金額をどんな率・額で集めるか、事務局の案を出していただきますのでお願いします。

それでは、議題 2 の説明をお願いします。

事務局

（ 資料に沿って説明 ）

◎平成 31 年度国民健康保険税の税率改定等について

①賦課限度額の引き上げ

- ・国基準に合わせて、医療分を 4 万円引き上げる

②資産割の低減

- ・廃止に向けて段階的に低減を進め、平成 31 年度の資産割率を平成 30 年度の 1/2 とし、不足分を他の要素へ割り振る。

③改定水準

- ・1 人あたり調定額で、平成 30 年度の 1.25% 増とした。
- ・引き上げ水準については、2.44%（自然増分）を上限と考え、均等割・平等割の引き上げ幅を昨年よりは抑える。繰越金の残額を基金に積み、基金を活用する。

- ・赤字繰入金は4,000万円程度、1人あたり2,600円を目安に削減する。
- ・改定案として、全体（医療・後期・介護）で、所得割率0.3%増、資産割率10%減、均等割額2,300円増、平等割額600円増。

会長

ありがとうございました。ただ今、一通り説明をいただきました。なかなか数字を見ているだけでは、それから今説明をいただいた内容の中で難しい点があると思いますけれども、1つずつで結構でございます。ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。

委員

繰越金の残額を基金として積むということは、他の市町もやっていることか、豊明市だけのことか、知りたいのですが。ちょっと的外れになるかもしれませんが、愛知県保険医新聞2019年1月25日号ですね、それに愛知県54市町村の国保保険料の2017年と2018年の値が出ています。これによると、豊明市は88,317円(1人あたり、介護保険分を含まず)で54市町村中27位です。ちなみに日進市20位、長久手市は45位と大分保険料が少ない状態になっていますが、豊明市は今年度も大体真ん中、54市町村の中の真ん中くらいがキープできるのでしょうか。それから、豊明市の差押件数が165件と出ています。結構多いなど、頑張ってみえるなという感じがするのですが、中にはどうしてもやむを得ない事情で払えない人もいるだろうと思うのですが、どういうふうになっているかも併せて知りたいです。よろしく申し上げます。

事務局

差押えの件については、徴収は債権管理課でやっておりますので、具体的にはすぐにはお答えできませんが、滞納整理については、昔から豊明市は頑張っている方の市です。滞納分の徴収率は県内でも上位にいと聞いています。本来でしたら滞納に落ちる前に、現年のうちに納めていただくのがよいのですが。今年、債権管理課という徴収専門の部署ができましたので、徴収については頑張っていると思っています。

委員

豊明市の中で、この案が事務局としては一番いい方法であろうと多分考えられたと思うのですが、31年度についても大体平均くらいの、他の市町村と比べましても大体真ん中くらいは見込めるだろうと、事務局では考えているのでしょうか。それとも今度は上位の方になってしまうかと感じているのでしょうか。

事務局

31年度については、豊明市もそうですが、他の市町も今ちょうどこうやって検討して

いるところなので、比較はまだできないです。ですが、豊明市は医療費をたくさん使っている市なので、保険税はどちらかと言えば高い水準でないと思う給付費に見合っていないという形にはなります。豊明市は多くの医療費を使っているのに、保険税を必要な水準より低く抑えてこられたのは、今までは一般会計から援助をしてもらってきたからです。今度からは徐々にではありますが、繰入金を減らしていきなさいというがあるので、保険税の部分を少しずつ増やしていきます。そのときに、元々医療費として必要な額が多いので、2018年度としては27位、全体の間にいるとしても、本来であれば、もう少し上位にいないといけないのかなというのがあります。

委員

日進が20位ですから、90,923円ですか。どちらかと言うと日進より豊明のほうが医療費を使っているから高いかなというイメージがあったものですから、それなら、まあ、善戦しているかなという感じがしたのですけど。

事務局

どこの市町も医療費に見合う保険税を賦課していれば、医療費の順に保険税もなるでしょうが、今までは各市町の考えでやってきており、豊明市の場合是一般会計から繰り入れてもらって保険税を安くしてきたので、全体として低い金額となって、順位が真ん中辺りまで下がってきているというのがあります。市町によっては、繰入はなしで、全額保険料でやっているところもあります。実際の税率を県内市町村で比較すると、豊明市は医療分の所得割については中間より少し上の辺りにいます。均等割、平等割は、真ん中より少し下辺りになります。後期分、介護分になると、均等割・平等割は54市町村のうち52位とか48位とか、下から数えて片手で数えられるくらいの順位ですね。納付金として納めなければならない金額があって、それを賄うだけの保険税を、もちろん、一般会計から援助してもらえる分、赤字補てんとは見ませんという部分については今後も援助してもらいつつ、それ以外の部分については、最終的にはゼロにしなければならないので、その部分を国保税で集めるように、今後、段階的に上げていかなければならないというのはあるかと思えます。

委員

もう一つですけど、繰越金の残額を基金として積むことは他の市町もあることなんでしょうか。

事務局

他の市町村もあります。豊明市も昔は基金を積んでいた時期がありましたが、医療給付費が伸びて収入が足りなかった時に全部払い出して、今はその時の残りが3万円弱通帳に残っている程度です。他の市町村では、たくさん基金を積んでいるところや、豊明市みたいに全然ないところ、市町村によって状況は色々です。今までたくさん積んでい

たところで、30年度の制度改正時に基金を払い出して、税率の急激な上昇に対応したというところもあります。また、制度改正を機に、30年度から資産割を一気にゼロにした市町村が10いくつかあります。多分、基金を投入したり、場合によっては一般会計からの繰入金で対応したりしたところもあるんでしょうけれど、基金があるとそういう風に使えるということです。豊明市はこれまで基金が全然無くて、去年はそういうことができなかったのもので、制度改正にあたって税率等上げさせていただいたのですが、今回これで少し基金を積むことができれば、今後、特に国県の激変緩和措置がなくなる36年度以降に、市独自の激変緩和策として基金を使わせていただけたらという風に思っています。

委員

最初にお伺いしたことの関係ですが、国の方針に従って、県が各市町村の税額ですとか、各市町村に対する支援金ですとか、そういうものを決定してくる場合、例えば各市町村の意見というのは、どのように上へあがっていくのですか。

31年度分について、豊明市の税額や交付金はこういう風にするよと県から言ってきたのはいつ頃ですか。

事務局

各市町村の税額の決定は、県はしません。県が決めるのは納付金です。また、最終的に納付金がいくらと出てきたのは年明けです。

納付金の計算について、全国で統一した計算方法を決めたガイドラインというものがあって、それに基づいて納付金の算定をしますが、30年度のガイドラインと31年度のガイドラインでは、不具合を修正してきています。例えば、去年は加入者数の推計値や激変緩和の対象とするラインの設定、激変緩和の方法などで各市町村から意見が出て、その意見をもとに去年の本算定で修正された部分もありますし、今年の算定方法に修正が反映された部分もあります。

また、愛知県で国保運営方針というものを昨年定めております。納付金の算定のことでもそうですし、その他の国保事業をどんなところに重点を置いてやっていくかというのを、各市町村から人を出して話し合っただけで決めたものです。今年も運営方針に従って事業をどう進めていくか、作業部会で話し合いがされており、その情報は部会に参加していない市町村へも共有され、意見を求められ、また部会で話し合われるというふうに、各市町村の意見を吸い上げる形にはなっています。

委員

1月に内示があったときに、今年の豊明市の負担分は妥当であると思われましたか。それとも注文をつけるところがありましたか。高すぎると思って申告されましたか。

事務局

納付金については、全国一定のルールで計算されたもので、激変緩和については、各県ごとでやり方は違いますが、愛知県はこうやると決められたルールで計算されたものなので、計算された後では、高すぎるから減らしてとは、もう言えない状態です。決まってしまった後では言えません。

委員

そうですか。難しいですね。

会長

あとは豊明の中でのやりくりを今事務局は考えていて、それが今、話をいただきました基金を積んでいくという話が出ましたものですから、それは、激変緩和がなくなる 36 年度以降に使うお金として積み立てていきますというのが、事務局の案として出していたのだと、こういった内容でございます。

委員

たぶん、地方交付税交付金なんかそうですけど、地方交付税交付金をもらっている市、もらっていない市、当然あるのと同じように、これに関しても、自分のところの財源でやりますよ、豊明市の場合は他からお金をもらわないとやれませんよということだと思います。日本全国同じシステムで動いていますが、収納率というのは各市町村で違うと思うんですよ。仮に豊明市が今 91 ポイントとしますと、民間だとこれを 100 ポイントに近づける、というのが民間の力なんです。収納率 91 ポイントを 93 ポイントに上げましょうといった場合には、更にそこに上積みがされるのでその部分は助かりますよということなんです。当然の発想なんですけれども。そういうのはないんですかね。難しいんでしょうか。それぞれのご家庭のご事情はありますしね。非常に難しいでしょうか。

会長

保険税として徴収しておりますけれども、実際の徴収担当は債権管理課でやっており、そこは保険税だけでなくその他の税金も一緒になって徴収する。これだけではないんですよ。

委員

差押え件数でみると名古屋市はすごい件数ですね。

会長

件数でみると、ですね。全体がどれだけあるのか、パーセンテージで出てないので、ちょっと実態がわからない。当然名古屋市は政令指定都市ですから、人数が大きいので、豊明市と数字（件数）で比較するというのは、難しい。ただ、パーセンテージが出てく

ると、これは分かりやすいかもしれません。

委員

要するに、上から下に向かって金額など内容が内示されるときに、下からの注文がどの程度に反映されるものなのか、私たちには分からない。細かいところが、全く役所のなかで決められて、わからないものですから。

委員

そもそも県が主体となってやっていきますとなったのは、当然国からの考え方なんです。ゆくゆくはこの制度自体がはっきり言ってもう破綻してくるという状態の中で、それに対する1つの方策として、国が県に対して財政主体となって納付金の方式で平成30年度からやりなさいよという形になったわけです。だから、当然ここで動いていくとすると、35年かそれくらいからもっと下がってくるのかなど。

委員

制度自体が疲弊していますから、ガラガラポンしちゃえば早いですが、なかなかそうもいかないでしょうし。非常に悩ましい問題ですね。

委員

そのうち、国が全部決めることになるわけですね。

委員

どうしても制度を変えないとですね。

委員

破綻という言葉がちらほらということになってくると僕は思っています。

委員

実際、企業年金なんかも破綻していますから、その破綻が、例えば国民年金制度、国民健康保険制度において、どういう風になってくるかという。

委員

いくら300億円というテコ入れですが、そんな金額では無理な話だと僕は思っています。

事務局

本当に収納率がもう少し見込めれば、その分収納額が増える。全体の調定額を上げなくても収納額が増えれば、税率も上げなくて良くなるので。

委員

このシステムは日本全国どこでも一緒なので、これは触ることはできないんです。ところが、収納率は各市町によって違うとなると、そこは触れるんです。自分たちで。その触れる部分をどうするかという話なんです。

事務局

それはもちろん、収納率を上げていきたいと思っています。今日の資料にはないですが、国保税の年金天引き(特別徴収)の開始時期を、今は4月と10月の年2回なんです。来年度から6月と8月も年金天引きを開始できるタイミングを増やそうと、今やっております。また、今年度からですが、普通徴収について納付書ですと納め忘れもあると思うので、原則口座振替にしましょうということで、窓口で加入の手続きのときには口座振替をお願いしています。年金天引きの対象となる人には早いタイミングで天引きに切り替えることで少しでも納め忘れがないようにということをしつつ、債権管理課とも協力しながら、収納対策を行なっていきたいと思っています。

委員

ちなみに、もし全部回収できたとしたら、いくらくらい入ってきたんでしょうか。

委員

徴収率が81.82ポイントなので、1,200人くらいはまだ払ってらっしゃらないことになりますね。

事務局

30年度滞納分として調定されている金額が、3億8,700万円くらいありますので、それが全部入ったら、確かに税率をこんな風にあげなくてもよくなりますね。本当は滞納に落ちる前に、現年度のうちに納めてもらうのがいいんですが。現年度分も今年は調定額でいえば13億3,000万円弱あるので、100%入れば、上げていかなければいけないと私たちが考えている税率も、今はまだ、必要な金額に足りていないので上げる必要はありますが、調定額と収納額が同じだけ入ればそこまでいいものですから。それが、収納率の関係で調定額と同じだけ入らないので、必要な額を収納するには調定額をそれだけ上げる必要があって、税率もそれだけ上がってしまうということがあります。

会長

ただいま、一通り説明いただき、ご質問いただいた内容でございますけれども、そのほかにございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、この議題につきまして、諮問事項でございますので、これで採決を取らせていただくということと、今、ご意見をいただきました内容、特

に国保税の収納率の関係ですね、これを答申に付帯事項として付け加えるかどうか、ここで議論をお願いしたいと思います。どうでしょう。みなさんのご意見をお願いしたいのですが。一言ずつお願いしましょうか。

委員

みなさんにお任せします。

委員

収納率の向上については恐らく難しいと思うので、付帯は結構です。

委員

個人的には付けていいかなと思います。付けたところであまり改善されるとも思いませんけれど、努力目標として付けることができるものは付けていただきたい。なにも付けないでは、国民健康保険運営協議会の意義に関わってくると思うので。

委員

事務局も問題を把握していらっしゃるし、新しく課も設けて活動しているとお聞きしたので、なくてもいいかなと思いました。

委員

同じです。付けても同じかと。そうでなければ、そんなにも(滞納が)膨れ上がらないですよ。努力はしてみえても、相手があることですので。

委員

事務局も信頼されてやっていると思いますので、付けなくてもいいです。

委員

努力事項でいかがでしょうか。市長に努力事項で付けていただいたほうがいいんじゃないですか。変わる、変わらないは別にしましてね。それぞれの課で動いてらっしゃるわけなんで、せっかく諮問された内容で、このままでよろしいんですけども、努力事項として、自分たちで触ることができるのは収納率だけなんで、その辺りは努力事項でやっていただけるとありがたいですねというところを柔らかい感じでね。普通はもっと厳しくいくんですけど。

会長

付帯としてつけるのであれば、答申書に付帯事項として付け加えるのですが、もし、今おっしゃられたように努力目標ということであれば、これをお渡しするときに私が口頭で市長をお願いをしますと。収納率をアップしていただけるようお願いをいたしま

すという意見が出ましたので、よろしくお願ひしますと、文字に残らない形で、この諮問書に対して答申することは可能でございます。どうでしょうか。

委員

だったらいいんじゃないですか。事務局としては違うんですよね。収納率は関係ない。(債権管理課での対応)

会長

そういった形でよろしいでしょうか。

(一同同意)

会長

では、収納率向上についての努力事項を口頭で付帯する形でこの諮問に対する答申をさせていただきますので、よろしくお願ひします。答申につきましては、後日、事務局と相談しまして答申書を作成し、市長に対して口頭でもって今の付帯をつけて答申をさせていただきますと、こういった形をとりたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

答申書については、事務局を私に一任いたひて市長へ答申し、結果につきましては、皆さまに通知を送らせていただきます。

議題の(3)その他に入らせていただきます。事務局の方でなにかございましたら、お願ひします。

事務局

資料の最後のページになるんですが、今後の制度改正について、主に国保税関係で改正が予定されている部分がございますので、その部分だけ、簡単にご説明させていただきます。

(資料に沿って説明)

◎平成31年度税制改正関係

- ・医療分の課税限度額の引き上げ(国基準：58万円→61万円)
- ・5割、2割軽減対象の拡大

基準額の加入者数に乗じる金額を5割軽減で5千円、2割軽減で1万円の引上げ

◎旧被扶養者減免の見直し

- ・後期高齢者医療保険料の軽減見直しに合わせて、応益割(均等割・平等割)の減免を資格取得後2年に限る。

会長

ありがとうございました。この件について何かご質問がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。なければ、以上で議題（3）を終了させていただきます。

これで、本日の議題全て終了となりました。

その他、事務局または委員の皆さんから何かありましたら、お願いします。

それでは今日の運営協議会を終了とさせていただきます。長時間にわたりまして、慎重審議ありがとうございました。お疲れさまでございました。

事務局

ありがとうございました。

終了 午後3時13分

会議議事録に関する署名

国民健康保険運営協議会規則第8条に基づき署名する。
